

資料 26

荒尾市建設業協会（一部変更）

平成28年11月4日締結

災害発生時における支援活動に関する協定の一部変更協定書

平成23年8月18日付けで荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾市建設業協会（以下「乙」という。）との間に締結した災害発生時における支援活動に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

災害発生時における支援活動に関する協定書（土地改良施設等）

第4条第1項第3号をつぎのように改める。

（3）道路、河川等の応急復旧工事を行う。

第4条第1項に次の1号を加える。

（4）土地改良施設等（農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。）の応急復旧工事を行う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、原協定書とともに各自その1通を所持する。

資料27
荒尾市内郵便局
平成29年8月1日締結

災害発生時における相互協力に関する協定

荒尾市(以下「甲」という。)と荒尾市内郵便局(以下「乙」という。)は、荒尾市内に発生した地震その他のによる災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、荒尾市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請するものとする。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付並びにこれらを確実に行うための必要な事項 (被災者に対するお客様確認シート(配達先届)又は転居届の配布、回収を含む。)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、協力要請した者が負担するものとする。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲

乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 荒尾市市民環境部 くらしいきいき課長

乙 日本郵便株式会社 荒尾緑ヶ丘郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、それ以降も同様とする。

(協定書の作成)

第10条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

附 則

平成11年6月29日に締結した「災害時における荒尾市、荒尾市内郵便局間の相互協力に関する覚書」については、この協定の締結をもって、その効力を失う。

(別表)

郵便局一覧(別表)

通番	局名	住所	電話番号
1	荒尾緑ヶ丘郵便局	荒尾市緑ヶ丘二丁目3-1	66-1705
2	荒尾新生郵便局	荒尾市増永2000-8	62-1706
3	荒尾桜山郵便局	荒尾市桜山町三丁目11-15	68-0842
4	荒尾四ツ山郵便局	荒尾市四ツ山町三丁目7-34	62-1703
5	荒尾倉掛郵便局	荒尾市下井手193-38	66-1702
6	荒尾打越郵便局	荒尾市荒尾711-4	62-1701
7	荒尾万田郵便局	荒尾市万田537-6	62-1707
8	府本郵便局	荒尾市八幡台二丁目9-5	68-0042
9	荒尾郵便局	荒尾市大正町二丁目1-11	63-0042

資料28

公益社団法人日本下水道管路管理業協会
平成30年3月16日締結

災害時における復旧支援協力に関する協定

荒尾市企業局（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、自身等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力）

第2条 甲は、乙に対して災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の被害調査、応急復旧のために必要な業務
 - (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
- 2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は荒尾市企業局総務課、乙の連絡窓口を公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部とする。
 - 3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出ものとする。
 - 4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもつて要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用については、甲乙協議のうえ決定することとし、当該費用については甲が負担するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

- 2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輌等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第5条 甲は、下水道管理施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を PDF 等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、荒尾市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、荒尾市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請でくるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

資料30
熊本県立岱志高等学校
平成30年10月31日締結

災害発生時における学校施設の受援対応施設利用に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と熊本県立岱志高等学校（以下「乙」という。）とは、災害発生時において甲が荒尾市地域防災計画に基づき設置する、他地域からの支援が行われた場合の受援対応施設（以下「受援対応施設」という。）としての学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を受援対応施設として利用するうえでの基本的事項を定めることを目的とする。

（覚書の締結）

第2条 甲は、乙の学校施設を受援対応施設として利用することについて乙と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するもととする。

- (1) 災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う受援対応施設運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に関する事項
- (2) 他機関との連携に係る事項
- (3) 利用できる施設の範囲に係る事項
- (4) 甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項
- (5) 甲が実施する受援対応施設開設等訓練及び研修に係る事項
- (6) 第7条に規定する教育活動への配慮に係る事項
- (7) 第8条第2項に規定する損害賠償及び第9条に規定する費用負担に係る事項
- (8) その他必要な事項

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害とは、地震、風水害その他の原因により甚大な被害を及ぼす災害とする。

（支援の範囲及び受援対応施設指定）

第4条 乙は、災害発生時において甲から要請があった場合は学校施設を受援対応施設として甲に利用させることができる。

2 甲は、次に掲げる施設を受援対応施設として指定するものとする。

- (1) 施設名称 熊本県立岱志高等学校
- (2) 所在地 熊本県荒尾市荒尾2620番地1

3 甲が利用する施設は、原則として第二体育館及び第二体育館横駐車場とする。ただし、災害の規模及び物的支援の状況によっては、甲、乙協議のうえ、その他の施設についても乙は甲に対し支援するものとする。

（支援の要請、使用許可）

第5条 甲は、災害発生時において支援の必要があると認めるときは、乙に対し、前条に掲げる施設を受援対応施設として使用することを要請することができる。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

2 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を受援対応施設として利用する場合は、乙が地方自治法第238条の4第7項の規程により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は、熊本県財産条例（昭和39年条例第23号）第8条第1号の規定により無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を乙に速やかに提出するものとする。

（設置運営）

第6条 受援対応施設の設置運営に当たっては、甲の責任において行うものとする。
2 受援対応施設の設置運営について、乙は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務等の教育活動に支障のない範囲で甲を支援するものとする。

（設置の期間）

第7条 受援対応施設の設置の期間（以下「期間」という。）は、甲が災害対策本部を設置し、乙に要請を行ったときから、概ね一週間とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動に支障のないよう配慮するとともに、乙の学校施設の受援対応施設としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

（受援対応施設の終了、損害賠償）

第8条 甲は、乙の学校施設の受援対応施設としての利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。
2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

（費用負担）

第9条 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては荒尾市市民環境部くらしきいき課交通防災係、乙においては熊本県立岱志高等学校教頭とする。

（情報交換）

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び支援についての情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定の定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

資料3 1
熊本県立荒尾支援学校
平成30年10月31日締結

災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所等利用に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と県立荒尾支援学校（以下「乙」という。）とは、災害の発生時において甲が荒尾市地域防災計画に基づき設置する福祉子ども避難所（緊急避難場所を含む。以下「福祉子ども避難所等」という。）としての学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を福祉子ども避難所等として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（覚書の締結）

第2条 甲は、乙の学校施設を福祉子ども避難所等として利用することについて乙の校長（以下「校長」という。）と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

- (1) 受入対象者及び受入人数の目安に係る事項
- (2) 災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う福祉子ども避難所等設置運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に係る事項
- (3) 他機関との連携、移送に係る事項
- (4) 利用できる施設の範囲に係る事項
- (5) 次条第4項の規定による物資の備蓄・調達に係る事項
- (6) 甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項
- (7) 甲が実施する福祉子ども避難所等開設等訓練及び研修に係る事項
- (8) 第4条に規定する教育活動の早期再開への配慮に係る事項
- (9) 第5条第2項に規定する損害賠償及び第6条第2項に規定する費用負担に係る事項
- (10) その他必要な事項

（設置運営）

- 第3条 福祉子ども避難所等の設置運営に当たっては、甲の責任において行うものとする。
- 2 福祉子ども避難所等の設置運営について、校長は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務に支障のない範囲で甲を支援するものとする。
 - 3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともにマニュアルを作成することや福祉子ども避難所等開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に福祉子ども避難所等の運営を担い得るものとする。
 - 4 甲は、福祉子ども避難所等の設置運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄・調達に努めるものとする。この場合において、甲が乙の敷地又は施設に物資の備蓄等に必要な施設を設ける場合は、乙に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による目的外使用許可申請書を提出するものとする。

(設置の期間)

第4条 福祉子ども避難所等の設置の期間（以下「期間」という。）は、災害の発生後避難所等を設置した日から7日を経過するまでとする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲で期間を延長できるものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、乙の学校施設の福祉子ども避難所等としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

(福祉子ども避難所等の終了、損害賠償)

第5条 甲は、乙の学校施設の福祉子ども避難所等としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は校長の管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、同様とする。

(使用許可、費用負担)

第6条 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を福祉子ども避難所等として利用する場合は、校長は地方自治法第238条の4第7項の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は、熊本県財産条例（昭和39年条例第23号）第8条第1号の規定により無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結後1年間とし、甲乙いずれから何らの意思表示がない場合は、更に1年間この協定を延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他福祉子ども避難所等利用に当たって必要な事項について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては荒尾市市民環境部くらしいきいき課交通防災係、乙においては熊本県立荒尾支援学校教頭とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

資料32
荒尾市職員退職者会
平成31年3月26日締結

避難所運営の応援に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾市職員退職者会（以下「乙」という。）とは、避難所運営の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が地震、風水害その他の災害及び危機事案が発生し、又は発生するおそれがあるときに開設する避難所の運営に対して、乙から受けける避難所運営の応援（以下「応援」という。）について、必要な事項を定める。

（応援を受ける時期及び時間）

第2条 乙は、甲による避難所運営が72時間を超えた場合において、甲の要請により応援を行うものとする。

2 応援を行う時間は、午前8時から午後6時までの間とし、甲、乙調整の上、決定するものとする。

（応援内容）

第3条 乙は、甲が行う避難所運営の補助として、次に掲げる事項について応援を行うものとする。

- (1) 避難者の受付に関すること。
- (2) 避難所内における避難者の誘導に関すること。
- (3) その他避難所運営に関すること。

（応援人数）

第4条 応援に当たる者の人数（以下「応援人数」という。）は、一避難所当たり、原則2名までとする。この場合において、応援人数及び派遣する避難所については、甲、乙協議の上、調整するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては荒尾市市民環境部くらいきいき課長、乙にあっては荒尾市職員退職者会事務局長とする。

(応援に当たる者の報告)

第6条 乙の連絡責任者は、応援に当たらせる者が決定次第、甲の連絡責任者に人数及び氏名等を報告するものとする。

(費用)

第7条 応援に係る費用は、無償とする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び避難所の応援についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、この協定の締結の日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1月前までに甲又は乙から解除の申出がないときは、更に、1年間延長するものとし、その後もこの例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

資料33
生活協同組合くまもと
令和2年3月23日締結

見守り活動及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と生活協同組合くまもと（以下「乙」という。）は、乙が実施する荒尾市見守り活動及び災害時における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲は乙の協力のもと、地域住民の安否及び異変の早期発見並びに早期対応に向けた見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安全・安心して暮らせる地域を実現する事を目的とし、災害時における応急生活物資供給等に関する甲と乙の相互の協力について、必要な事項を定めるものとする。

【見守り活動に関する項目】

（見守り活動の実施等）

第2条 乙は、業務活動の中で地域住民の異変や生活上の支障等に気付いた場合、その情報を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、道路の異常や不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合、その情報を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、地域住民の安全保護の上で緊急を要すると判断した場合は、直接消防署及び警察署に通報を行うものとする。
- 4 乙は、乙の職員又は組合員に対して、この協定の趣旨を周知し、見守り活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。
- 5 甲は、乙からの連絡又は通報を受けたときは、延滞なく、関係機関と連携して必要な対応を行うとともに、その結果を乙に連絡するものとする。

（個人情報の保護）

第3条 乙は、本協定に定める活動を通じて知り得た個人情報に関する事項については、これを他人に漏らしてはならない。また、この協定を解除した後においても同様とする。

（免責事項）

第4条 乙は、連絡又は通報に過誤があった場合及び連絡又は通報を行うことができなかった場合であっても、甲からその責任を問われることはないものとする。

【災害時における応急生活物資供給等の協力に関する項目】

(協力の内容)

第5条 甲の管内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が災害対策本部を設置し、当該災害対策本部から乙に対して、物資の提供について要請することができ、乙は甲から要請を受けた時は、乙が保有する応急生活物資を、積極的に甲に提供するよう協力に努めるものとし、必要に応じて物資の調達及び安定供給に努めるものとする。

2 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、状況により異なるが、乙が保有する物資とする。

(要請の手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、原則として甲又は乙が指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第5条及び前条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 引渡し前に生じた物資の亡失、毀損等は乙の負担とする。

(情報の収集・提供)

第9条 甲は、災害時において、住民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の生活物資の価格及び供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して住民に対し物価等の生活情報について迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう、住民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 この協定に定めるもののほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第12条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他法令を遵守するものとする。

(期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも期間満了の一ヶ月前までにこの協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容を一年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自1通を保有する。

資料34
オーム乳業株式会社
令和2年12月7日締結

災害時における支援に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）とオーム乳業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料等の供給支援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において乙が甲に支援協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）災害 暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な気象現象による災害をいう。

（2）災害時 災害が発生し、又はそのおそれがある場合をいう。

（支援の内容）

第3条 この協定に定める災害時の支援内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）乙は、甲に対し、乙の本社工場の流通倉庫から調達可能な飲料及び殺菌水の優先的な供給を行う。

（2）乙は、速やかに支援体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通、停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

（連絡窓口）

第4条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲の市民環境部防災安全課及び乙の本社工場とする。

（災害時支援の発動）

第5条 この協定に定める災害時の支援は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援の要請及び報告）

第6条 甲は、災害時において支援の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、支援を実施したときは、その支援終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(飲料及び殺菌水の引渡し)

第7条 飲料及び殺菌水の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段によって運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により飲料及び殺菌水を運搬する車両を優先車両として運行できるように配慮するものとする。

(費用の負担及び支払)

第8条 第3条第1号の規定により乙が実施した支援に係る費用は、甲が負担するものとし、乙の適切な請求により、甲が支払うものとする。

2 前項に規定する費用に係る飲料及び殺菌水の価格及び代金の支払方法については、甲乙協議の上決定する。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から飲料及び殺菌水の供給並びに相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対し、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

資料35
九州電力送配電株式会社
令和2年12月16日締結

災害復旧に関する覚書

荒尾市（以下「甲」という）と九州電力送配電株式会社 大牟田配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

1 目的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2 連絡体制

甲	乙
荒尾市 防災安全課	広報班（営業グループ）
TEL: 0968-63-1395	TEL: 0944-53-7073
FAX: 0968-63-1169	FAX: 0944-57-6415
Mail: bouan@city.arao.lg.jp	Mail:fuku_237 @kyuden.co.jp
	復旧班（配電技術グループ）
	TEL: 080-1739-3225
	FAX: 0944-53-7071
	Mail:hisai-oomuta-haiden@kyuden.co.jp

（注）電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない

3 提供する情報

停電状況、停電復旧、道路啓開等の情報連絡については、電話、ファックス、メールにより行う。

その他情報については、必要に応じて双方で情報連絡を実施する。

（参考）

- 行政区別の停電情報については、九州電力送配電ホームページでも参照可能
- 荒尾市の災害情報については、荒尾市役所ホームページでも参照可能

4 道路啓開

（1）倒木等時の道路啓開

- ・甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。
- ・ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電気的安全対策を施した上で処理する。
- ・乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲により処理する。

(2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

- ・乙の設備により甲が管轄する道路において巡回等で交通支障が発生又は発生する恐れがある箇所を発見した場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。
- ・ただし、大規模な設備被害が発生し、乙の設備が付近一帯の瓦礫と同程度となった場合、甲は乙に了解なく道路啓開に必要な排除をできるものとする。

5 復旧作業に関する事項

(1) 電力復旧の考え方

- ・緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧(低圧)発電機車設置についての事前調整

- ・配電設備の復旧に長時間要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 施設利用に関するその他事項

- ・乙が停電復旧に伴い乙が使用する車両（他所からの応援）の待機場所が必要な場合は、甲の施設を車両待機場所等として利用できるよう甲と乙で調整する。その他事項についても、別途協議する。

6 協力の範囲について

- ・各項に記載された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

7 その他

- ・この覚書に定める事項に疑義が生じた場合及び定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。
- ・この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。
- ・この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

資料3 6
株式会社グッディ
令和3年3月3日締結

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と株式会社グッディ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給をしたときは、納付書を添え必要数量納入するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲 及び乙が協議の上速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合にあって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）、その他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けたる損害を補償されるものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上速やかに決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

別表（第4条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料37
株式会社ナフコ
令和3年3月31日締結

災害時における物資供給に関する協定

荒尾市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるとときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 荒尾市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 荒尾市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達のあっせんを要請され、又は特に必要を認めてあっせんを行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 供給要請対象物資一覧（別紙1）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認の上、次条に規定する措置を探るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（費用）

第7条 物資の供給に係る費用（引渡しまでの運賃を含む。以下同じ。）の額は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の供給については、供給時における適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(運搬及び引渡し)

- 第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。
- 2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を荒尾市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭又は電話等で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

- 第9条 甲は乙が物資を運搬及び供給するときは、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急通行車両又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(費用の支払)

- 第10条 乙は、第8条第2項に規定する引渡し後に物資の供給に係る費用を甲に請求するものとし、甲は、請求を受けたときは速やかに支払いを行うものとする。

(連絡責任者)

- 第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては荒尾市市民環境部防災安全課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

- 第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙2）を作成し、相互に交換するものとする。
- 2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

- 第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

- 第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。